

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

1. 500 人以下の短時間労働者の社会保険の適用拡大
2. 子ども・子育て拠出金率の改定
3. 雇用保険法等の改正

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 500 人以下の短時間労働者の社会保険の適用拡大

平成 29 年 4 月から、社会保険加入の被保険者数が常時 501 人以上の事業所に勤務する短時間労働者に加え、被保険者数が常時 500 人以下の企業でも、一定の申出を管轄の年金事務所や所属の健康保険組合にすれば、新たに適用拡大の対象となることが出来るようになりました。要件等詳細は下記の通りになります。

【新たに適用拡大となる企業】

次の 1 又は 2 に該当する、被保険者が常時 500 人以下の事業所となります。

1. 労使の合意に基づき申出をする法人又は個人事業所
2. 地方公共団体に属する事業所

※労使の合意は、「企業等の社会保険に加入している被保険者及び短時間労働者に該当する労働者(以下同意対象者)の 2 分の 1 以上の同意」又は「労働組合がある企業等は、当該労働組合の同意(無い場合は同意対象者の過半数を代表する者の合意)」が要件となります。

【短時間労働者とは】

今回適用拡大の対象となる短時間労働者とは、下記の 1～5 全てに該当する方が対象となります。

- 1.1 週間の所定労働時間及び 1 ヶ月の所定労働日数が同様の業務に従事している正社員等の 4 分の 3 未満であること
2. 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
3. 雇用期間が 1 年以上見込まれること
4. 賃金の月額が 8.8 万円以上であること
5. 学生でないこと

以上となります。なお、この手続は法律上強制ではなく、あくまでも労使間の合意の上

での適用となります。この機会にご検討されてはいかがでしょうか。

今回の記事に関する日本年金機構の HP

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2017/20170315.html>

(岩瀬)

2. 子ども・子育て拠出金率の改定

毎月納付している社会保険料には、健康保険料、厚生年金保険料に加え、「子ども・子育て拠出金」が含まれています。

子ども・子育て拠出金とは、児童手当、放課後児童クラブや企業主導型保育事業(企業が保育施設を設置し、自社従業員の他に一般の方も受け入れる制度)等の支援の財源として使用されています。

拠出金は被保険者の本人負担はなく、すべて事業主負担です。被保険者や事業主の子の有無にかかわらず、厚生年金の標準報酬月額、標準賞与額に拠出金率を掛けて算出されます。

拠出金率は現行 0.2%ですが、平成 29 年 4 月(5 月 31 日納付分)から 0.23%に変更となります。

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2017/201704/2017040102.html>

(佐藤)

3. 雇用保険法等の改正

3 月 31 日に雇用保険法等の一部を改正する法律案が国会で成立し、平成 29 年度の雇用

保険料率が引き下げられることが決定しました。

4 月 1 日より以下の保険料率が適用となります。

・一般事業

労働者負担:3/1,000(4/1,000)、会社負担:6/1,000(7/1,000)

・建設業

労働者負担:4/1,000(5/1,000)、会社負担:8/1,000(9/1,000)

・農林水産・清酒製造の事業

労働者負担:4/1,000(5/1,000)、会社負担:7/1,000(8/1,000)

※()内は平成28年度の雇用保険料率

また、1歳6か月まで育児休業を延長しても保育園に入れない場合等に限り更に6か月(2歳まで)育児休業を再延長出来るようになる等、雇用保険料率以外にも改正が行われています。

育児休業の再延長に関しては規程の変更が必要となる会社も多いかと思えます。この機会に育児介護休業規程を含め、就業規則の見直しを検討されてはいかがでしょうか。

雇用保険料率が引き下げが正式決定しました

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000160687.pdf>

育児休業期間の延長等「雇用保険法等の一部を改正する法律」の改正内容

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000160686.pdf>

(望月)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆:望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 渋谷 Monostepビル 5階

TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
